



子育て世帯への臨時特別給付金の申請を受け付けています

0～18歳までの、次のいずれかに該当する児童の保護者(児童手当の受給者またはそれに準じる人)に、給付金を支給しています。

下表③の保護者のほか、公務員で①～③の保護者は申請が必要です。支給要件、申請に必要な書類など詳しくは、区HPをご覧ください。

申請期限 2月28日

対象児童	申請	支給額
①令和3年9月分の児童手当(特例給付を除く)の支給対象となる児童	不要 個別に案内を送付(児童手当の振込口座に支給)	児童 1人当たり 一律 10万円
②令和3年9月1日～令和4年3月31日に生まれた児童手当(特例給付を除く)の支給対象となる児童		
③高校生(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ)で、保護者の所得が児童手当(特例給付を除く)の支給対象となる金額と同等未満の児童	必要 同じ世帯に①の児童がいる場合は不要	

問 子ども青少年課子育て給付係 ☎03-3463-2558 📞03-5458-4942

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給します

下記、①の対象世帯に2月1日以降、「支給案内」と「確認書」を送付しますので、確認書に必要事項をご記入の上、ご返送ください。

②の家計急変世帯への支給については、現在準備を進めています。詳細が決まり次第、区HP・しづや区ニュースなどでお知らせします。

① 住民税非課税世帯(令和3年度分の区民税均等割が非課税である世帯)
② 家計急変世帯(新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯)

支給額 1世帯当たり10万円

※詳しくは、コールセンターへお問い合わせください。

● 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金のコールセンターおよび窓口

開設日 1月17日(月)

・渋谷区臨時特別給付金コールセンター ・臨時特別給付金窓口(区役所2階)

☎0120-925-839

受付時間 8:30～17:15

受付時間 9:00～17:15

玉川上水旧水路緑道再整備に向けた実証実験「仮設FARM」の利用者を募集します

●仮設FARMとは

区では、玉川上水旧水路緑道(以下「緑道」という)再整備に向けた取り組みとして、農園の維持管理ルール検証などを目的として、初台緑道に「仮設FARM」を設置し、一定期間利用してもらって実証実験を行います。リアルな課題・効果を把握・分析し、今後の緑道整備計画や運営に生かしていきます。「仮設FARM」実証実験を行うに当たり、「仮設FARM」の利用者(以下「キャスト」という)を募集しますので、ぜひ応募してください。

●募集要項

場 初台緑道

利用期間 2月～工事着工まで(予定)

管理形態 キャスト全員で仮設FARM全体を共有管理

利用について 原則、日常管理の補助ツールとしてスマートフォン向けアプリをインストールしていただき、ご使用いただきますのでご了承ください。

応募資格 下記を全て満たす人

- ・区内在住・在勤・在学、または区でまちづくり活動をしている人
- ・課題の抽出や地域ルールの構築などに積極的に取り組み、アンケート調査などに参加できる人
- ・週に最低1、2回程度野菜栽培・水やりなどに参加できること
- ・定期的(1～2か月に1回程度)に開催されるキャスト全体会に参加できること
- ・日常的に使用するメールアドレスを取得していること

応募制限 下記に該当する人は応募できません。

営利目的として応募する人は応募できません。また同一の人が複数の応募をされた場合は無効とします。

申 1月31日17:00までに応募フォーム、または応募用紙をFAXで

※応募用紙は公園課、初台出張所で配布、または区HPからダウンロード可

※必要書類の作成、提出に係る費用は、提出者の負担となります。

定 20名程度(抽選) ※2月3日までにメールで連絡予定

●玉川上水旧水路緑道再整備事業

平成29年度からアンケートやワークショップ通じ、地域の皆さんと緑道再整備案について検討を進め、令和2年6月に開催した第1回ササハタハツ会議でコンセプトプラン「FARM」を公表しました。「FARM」には「農園」という意味に加え、あらたな学びや対話を通して、地域コミュニティーや創造活動を「育む」という意味が込められています。

●スケジュール(予定)

日程	内容
2月中～下旬	仮設FARM設置
2月19日(土)	キャスト顔合わせ、趣旨説明、土づくりについて
3月21日(月・祝)	種まきイベント、キャスト全体会(以降定期的に開催)日常管理開始



問 公園課緑道整備主査

☎03-3463-2979 📞03-5458-4946

応募フォーム▶



令和3年分の税理士による無料申告相談

●税理士による無料申告相談

日程	時間	会場
2月2日(水)・3日(木)・4日(金)・8日(火)	9:30～11:30、13:00～15:30	幡ヶ谷区民会館
2月9日(水)		上原社会教育館
2月10日(木)・14日(月)		恵比寿社会教育館

④ 小規模納税者の所得税および復興特別所得税・個人消費税、年金受給者・給与所得者の所得税および復興特別所得税の申告

※土地・建物・株式などの譲渡所得、配当所得および退職所得がある、所得金額が高額、相談内容が複雑、税理士に依頼している場合を除く。

●新型コロナウイルス感染症の感染防止策

今年の相談会場は、新型コロナウイルス感染症の感染対策を講じた上で開設します。ご理解をお願いします。

- ・入場の際に検温を実施します。37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りします。
- ・感染症の感染防止の観点から、会場内での待ち合わせはご遠慮ください。また、入場制限を行い、受け付けを早く締め切る場合があります。
- ・マスク着用、1人(少人数)での来場をお願いします。

問 渋谷税務署個人課税第1部門 ☎03-3463-9181 ※自動音声対応

④ 書類(源泉徴収票、昨年の申告書控えなど)、筆記具、はんこ、マイナンバーに係る本人確認書類(マイナンバーカードなど)

※医療費控除を受ける場合は、事前に自宅で明細書を作成し持参してください。

※医療費の領収書の提出は不要ですが、自宅で5年間の保存が必要です。

※申告書などの提出のみの場合は、直接税務署に提出(郵送可)してください。

④ オンライン申し込みまたは事前申し込み専用電話で(☎0570-006591)

※事前申し込み専用電話番号以外での電話申し込みはできません。

※一部、当日入場整理券の配付を行います。無くなり次第終了となります。



▲申込サイト

住民税 4年度住民税の申告 1月31日に申告書を発送します

主に3年度に渋谷区へ住民税の申告をした人に発送します。

※申告書が必要な場合は連絡してください。

※確定申告(所得税の還付申告を含む)を税務署などで行う場合は、住民税の申告は不要です。

提出方法 申告書に源泉徴収票や各種控除の証明書などを添えて、同封の返信用封筒で〒150-8010(住所不要)渋谷区役所本庁舎6階税務課へ郵送

※添付書類がないと所得控除などが認められない場合があります。

※持参の場合は、2月16日～3月15日に区役所本庁舎6階税務課、出張所(新橋を除く)・区民サービスセンターへ提出してください。

※相談がある人は、税務課を利用してください。

●申告書にはマイナンバー(個人番号)の記載が必要です

申告時には、個人番号や本人確認のための書類を持参(郵送の場合は写しを添付)してください。

確認書類の例

- ・マイナンバーカードのみ
- ・通知カードと運転免許証など

●医療費控除の領収書は提出不要です

税制改正により、医療費控除を申告する際は、「医療費控除の明細書」や医療保険者から送付される「医療費通知(医療費のお知らせ)」の添付が必要となりました。領収書は5年間保存してください。

※詳しくは、区HPをご覧ください。

●個人住民税の特別徴収にご協力ください

従業員の個人住民税は、事業主が従業員に代わり、毎月給与から差し引き納入する「特別徴収」が原則です。

※従業員が常時10人未満の場合は、従業員が住んでいる区市町村に申請書を提出して承認を受けると、年12回の納期を年2回にできる「納期の特例」の制度があります。

※詳しくは、東京都主税局の特別徴収推進ステーションHPをご覧ください。



▲特別徴収推進ステーションHP

☎03-3463-1719・1726 ☎03-5458-4913

住民税 第4期分の納期限は1月31日(月)です

●口座振替(自動払い込み)の人は、納期限前日までに口座に預け入れ(入金)をしてください。

●来年度以降の口座振替は区HPまたは電話で申し込んでください(Web口座振替受付サービスから申し込み可)。



▲Web口座振替受付サービス

☎03-3463-1706 ☎03-5458-4913



子育て・教育・生涯学習 それぞれの成長を、一生よろこべる街へ。



令和4年度定期利用保育 利用者を募集します

パートタイム就労などの人の保育ニーズに対応するために、区立保育園の一時保育室で定期利用保育を行なっています。

利用期間 4月1日～5年3月31日 ※要件がなくなった場合はその月の末日で利用終了となります。

利用日数・時間 週3日以下、1日8時間以下

場所 区立保育園一時保育室(恵比寿、富ヶ谷、新橋、大向、笹塚第二)

対象 0～2歳児クラス
※利用開始時に満1歳となっており、完了食となっていること

要件 区内在住で、次の全てに該当する人
・保護者の就労により継続的、定期的に保育が必要である
・幼稚園、認可保育所、認定こども園、幼保一元化施設、認証保育所、区立保育室などに在籍していない
・同居の親族などから保育が受けられない
・集団保育が可能である

定員 各1～2人

費用 月額8,800～26,400円(利用時間数により異なります)

申込 2月14～18日に申込書などを希望する区立保育園一時保育室へ持参(重複申し込み不可) ※申込書は区HPでダウンロード可、詳しくは、区HPをご覧ください。

☎保育課入園相談係 ☎03-3463-2492 ☎03-5258-4907

「スマイルシップ共育ペアレンツセミナー」 2月開催日程

子どもの成長に伴うさまざまな悩みを抱える保護者向けに、セミナーを開催します。

日時	内容	定員(先着)
2月3日(木)10:30～11:45	親の哲学とミッション—実践編	25人
2月10日(木)10:30～11:45	子育ては、チーム「わが家」で乗り切ろう	各50人
2月27日(日)10:00～11:30	「子どもが発達障害かもしれない」と思ったときに親として知っておきたいこと	

配信 Zoom(ズーム)

☎区内在住で0～18歳の子どもの保護者

☎1月18日10:00から渋谷区子育てネウボラHPで
※詳しくは、渋谷区子育てネウボラHPをご覧ください

☎子ども家庭支援センター

☎03-3463-3748 ☎03-5458-4964



▲ネウボラHP

幼児の食事とおやつ

☎2月22日(火)11:30～12:15

☎幡ヶ谷保健相談所

☎幼児の食生活とおやつの紹介・試食 園栄養士

☎区内在住の1歳6か月～3歳児と保護者

☎8組(先着) ☎1月23日から区LINEで

☎中央保健相談所母子保健係 ☎03-3463-2444 ☎03-5458-4944

ファミリー・サポート・センター

●サポート会員募集

☎活動時間 6:00～22:00(日時は相談)

☎子どもの預かり、保育施設の送迎など

☎子育ての経験(支援経験を含む)がある20歳以上の人、または保育士・幼稚園教諭・看護師などの資格を有している人 ☎電話で

●サポート会員登録講習会「保育の心」ほか(全3回)

☎2月9日(水)10:00～16:15・17日(木)9:00～15:30・18日(金)10:00～15:45 ☎区役所ほか

☎子どもの遊び、地域の中での子育て、保護者や子どもとの関わり方など

☎保育士ほか ☎10人(先着) ☎1月18日から電話で

☎ファミリー・サポート・センター ☎03-5457-0221 ☎03-3476-4904

パパ・ママ入門学級(休日編)

☎2月26日(土)9:45～11:25または13:45～15:25

☎沐浴実習、講話など ☎助産師

☎区内在住で第1子を妊娠している人(16～35週)とパートナー

※既受講者を除く

☎各18組(先着) ☎母子健康手帳

☎2月1日から電話で

☎幡ヶ谷保健相談所 ☎03-3374-7591 ☎03-3374-5985



福祉 あらゆる人が、自分らしく生きられる街へ。

シブヤフォント×ユニクロ原宿店オリジナル商品を販売中です

ユニクロ原宿店で店頭のiPadや自身のスマホでオリジナルTシャツが作れるUTme! サービスと、渋谷で暮らし、働く障がいのある人のデザインを扱うシブヤフォントがコラボレーション。シブヤフォントのデザインを使ったあなただけのTシャツ・トートバッグなどがユニクロ原宿店限定で作れます。



LifeWear



▶ 営業時間 11:00～21:00

▶ 場所 ユニクロ原宿店
(神宮前1-14-30 WITH HARAJUKU 1F・B1F)

▶ 価格 Tシャツ1枚1,990円(税込)から

☎ ユニクロ原宿店 ☎03-5843-1745 / 障がい者福祉課福祉計画推進係 ☎03-3463-1922 ☎03-5458-4935

介護保険運営協議会などを傍聴できます

☎ 2月9日(水)14:00～16:00

場 区役所本庁舎8階809会議室

☎ 介護保険の運営状況など

※傍聴を希望する場合は、事前に問い合わせください。

☎ 介護保険課介護相談係 ☎03-3463-2137 ☎03-5458-4934

公衆浴場無料入浴デー

※改良湯は改修工事のため、2月6・13・20日の入浴デーを中止します。

●高齢者入浴デー

☎ 2月6・20日(日)13:00～16:00

☎ 区内在住の60歳以上で利用者証のある人(受け付けで利用者証を提示)

☎ 利用者証の申請 申請書、顔写真(タテ2.5cm×ヨコ2cm)を、〒150-8010(住所不要)渋谷区役所本庁舎5階福祉部民生係へ郵送・持参 ※申請書は出張所で配布(区HPでダウンロード可)

●親子ふれあい入浴デー

☎ 2月13・27日(日)16:00～19:00

☎ 区内在住で中学生以下の人と保護者

☎ 住所を確認できるもの(中学生は学生証)

☎ 当日会場で

☎ 福祉部民生係 ☎03-3463-1832 ☎03-5458-4936



▲区HP

シニアいきいき事業特別講座 「美味しく健康 お茶セミナー」

☎ 2月22日(火)14:00～15:30 場 上原社会教育館

講 伊藤園ティーテイスター

☎ 区内在住でおおむね60歳以上の人 定員 18人(抽選)

☎ 1月26日(消印有効)までに往復はがき(6ペーシ)必要事項のほか生年月日を記入)で、〒150-0031桜丘町23-21文化総合センター大和田2階シニアいきいき大学へ、または申し込みフォームで

※詳しくは、募集要項(出張所、区民会館、スポーツ施設などで配布、シニアいきいき大学HPでもダウンロード可)をご覧ください。

☎ シニアいきいき大学

☎03-3464-5171 ☎03-3464-5172



▲申込フォーム



▲シニアいきいき大学HP

渋谷区自立支援協議会を傍聴できます

☎ 2月2日(水)10:00～12:00

場 区役所本庁舎14階大集会室

☎ 2月1日までに電話・ファクス(6ペーシ)必須事項記入)で

※手話通訳あり

☎ 障がい者福祉課福祉計画推進係

☎03-3463-1922 ☎03-5458-4935

若返るダイヤモンド体操 リーダー養成講座(全2回)

☎ 2月15・22日(火)9:30～12:00

場 代官山スポーツプラザ(代官山町17-9)

☎ 座る・立つ・エアロビクスなどを組み合わせた体操の指導や会場運営を担うリーダーを養成

※当日はマスクを着用してください。

☎ 区内在住でおおむね60歳以上の人

定員 10人(先着)

☎ 1月17日(月)から電話で

☎ 高齢者福祉課サービス事業係 ☎03-3463-1873 ☎03-3463-2873

高齢者マッサージサービス

日程	会場	定員(先着)
2月1日(火)	はつらつセンター幡ヶ谷	28人
2月9日(水)	はつらつセンター参宮橋	14人
2月10・24日(木)	総合ケアコミュニティ・せせらぎ	各28人
2月25日(金)	リフレッシュ氷川	14人

※いずれも1回35分程度(受付は9:30～15:00)

☎ 国家資格所有者によるマッサージ

☎ 区内在住で65歳以上の人 費 1,200円(施術費)

☎ 住所・氏名・年齢を確認できるもの、手ぬぐい2枚

※当日はマスクを着用してください。

☎ 当日会場で(代理人の申し込み不可)

☎ 高齢者福祉課サービス事業係 ☎03-3463-1873 ☎03-3463-2873

介護者リフレッシュ交流会

日時	会場・申込	内容
① 2月3日(木) 14:00～16:00	ケアコミュニティ・原宿の丘 ☎ ケアコミュニティ・原宿の丘地域包括支援センター ☎03-3423-2112 ☎03-3423-2110	親のお金の管理に困ったら
② 2月17日(木) 14:00～15:30	ひがし健康プラザ ☎ ひがし健康プラザ地域包括支援センター ☎03-5468-5901 ☎03-5468-5902	きこえについて聞いてみよう 話してみよう
③ 2月17日(木) 14:00～15:30	地域交流センター大向 ☎ かなみの杜・渋谷地域包括支援センター ☎03-6433-7535 ☎03-6433-7536	看護師とお話をしましょう
④ 2月19日(土) 14:00～15:00	千駄ヶ谷北参道施設 ☎ 千駄ヶ谷・北参道地域包括支援センター ☎03-3475-1461 ☎03-3475-1465	交流会「介護サービスの上手な使い方」

☎ 区内在住で介護をしている人(介護が必要な人の参加は相談)

定員 ①・②・④各10人、③5人(先着)

☎ 1月19日から電話で各地域包括支援センターへ

☎ 高齢者福祉課高齢者相談支援係 ☎03-3463-1890 ☎03-3463-2873

申し込み必要事項

①希望講座・コース ②希望日時 ③〒・住所※ ④氏名(ふりがな) ⑤年齢 ⑥電話番号・その他必要事項
※区内在勤の人は勤務先・所在地、区内在学の方は学校名(学年)・所在地を記入

👏 ケアハウスせせらぎの入居者を募集します

独立した生活に不安のある高齢者が、安心して自立した生活を営むための施設です。

募集戸数 二人居室(約48㎡)1戸(抽選)

使用料(月額・食費込み) 177,670～263,270円 ※使用料は所得により異なります。保証金(使用料の2か月分)が必要です。

申 1月31日までに申込書を、総合ケアコミュニティ・せせらぎへ本人が持参

※申込書は1月17日から総合ケアコミュニティ・せせらぎ、区役所本庁舎5階福祉部管理課、出張所・区民サービスセンター、敬老館、はつらつセンターで配布

応募資格 次の全てに該当する人

- ・区内に引き続き2年以上住所がある60歳以上
 - ・自炊ができない、または在宅生活に不安がある
 - ・家族による援助が困難
 - ・使用料を支払うことが可能な収入がある(生活保護受給者は不可)
 - ・確実な保証能力がある保証人を立てられる
 - ・介護保険上の自立、要支援、要介護1
- ※夫婦(内縁などを含む)または親族で居住する(夫婦の場合は、いずれか一方が60歳以上、かつ夫婦または親族のいずれか一方が区内に引き続き2年以上住所を有する)

☎総合ケアコミュニティ・せせらぎ ☎03-5790-0902 ☎03-5790-0889

👏 介護保険料とサービス費の一部などは税控除の対象です

介護保険料 3年中に納付した保険料は、全額が社会保険料控除の対象です。書類などの添付がなくても申告できます。金額は次の書類で確認してください。

年金から保険料が差し引かれている人 日本年金機構などから送付される「公的年金等の源泉徴収票」(年金受給者本人のみ控除が認められます)

納付書で納めている人 領収日が3年1～12月の領収書

口座振替を利用している人 1月上旬に送付する「口座振替済のお知らせ」

☎介護保険課保険料係 ☎03-3463-2013 ☎03-5458-4934

介護保険サービス費など

3年中に介護保険サービスを利用して支払った利用者負担額、介護保険施設などの食費・居住費は、医療費控除の対象になる場合があります。

	サービス内容	医療費控除の対象(または対象外)
①	短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護 介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院	・利用者負担額(1割か2割または3割) ・食費・居住費
	通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション	・利用者負担額(1割か2割または3割) ・食費
	訪問看護、介護予防訪問看護／訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション／居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導／定期巡回・随時対応型訪問介護看護(一体型事業所で訪問看護を利用する場合に限る)／看護小規模多機能型居宅介護 (①の居宅サービスを含む組み合わせにより提供されるもの(生活援助中心型の訪問介護は除く)に限る)	・利用者負担額(1割か2割または3割)
②	訪問介護(生活援助中心型を除く)／夜間対応型訪問介護／訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護／通所介護、地域密着型通所介護／認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護／小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護／短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護／定期巡回・随時対応型訪問介護看護(一体型事業所で訪問看護を利用しない場合および連携型事業所に限る)／看護小規模多機能型居宅介護(上記①の居宅サービスを含まない組み合わせにより提供されるもの(生活援助中心型の訪問介護は除く)に限る)／総合事業 国基準相当訪問型サービス／総合事業 国基準相当通所型サービス／総合事業 区独自基準通所型サービスA	①のサービスと併せて利用する場合の利用者負担額(1割か2割または3割)【食費・居住費は対象外】 ※上記にかかわらず、介護福祉士などによる喀痰吸引などの対価(利用者負担額(1割か2割または3割))は対象
③	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設	・利用者負担額(1割か2割または3割)の2分の1 ・食費・居住費の2分の1
④	訪問介護(生活援助中心型)／認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護／特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護／地域密着型特定施設入居者生活介護／福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与／看護小規模多機能型居宅介護(生活援助中心型の訪問介護の部分)／総合事業 区独自基準訪問型サービスA／住宅改修費、介護予防住宅改修費／福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費	対象外 ※ただし介護福祉士などによる喀痰吸引などの対価(利用者負担額(1割か2割または3割))は対象

※申告には、領収書を提出する代わりに「医療費控除の明細書」などの添付が必要となりました。

※高額介護サービス費および利用者負担額助成制度の支給などがある場合は、利用者負担額からその支給額を差し引いた額が控除の対象になります。

☎介護保険課介護給付係 ☎03-3463-1997 ☎03-5458-4934

🐕 産業振興 ビジネスの冒険に満ちた街へ。

👏 事業者向け感染症対策グッズを無償配布します

新型コロナウイルス感染症の再拡大を防ぐとともに、「安全・安心な街」を推進していくため、感染対策に取り組む区内事業者へ、感染症対策グッズを無償配布します。

対象店舗 区内で下記業種を取り扱う店舗

- ・対面販売や接客を伴う業種 例:小売業、飲食業、理容・美容業など
- ・不特定多数の人の出入りがある業種 例:宿泊業、娯楽業、学習支援業など

対策グッズ アルコール・マスクなどの消耗品、パーテーション、検温計など複数の製品から選べます。

※区内でライブハウスなどの音楽施設を営業する事業者には、本事業とは別に空気清浄機の無償配布事業を実施します。

受付数 5,000店舗(先着)

申 1月17日10:00から専用申込みページで

※1月17～23日は渋谷区商店会連合会加盟店舗の優先受付期間となります。連合会非加盟店舗の受け付けは24日からとなります。

☎産業観光課産業振興係 ☎03-3463-1762 ☎03-3463-3528



▲申込みページ



▲ライブハウス向け空気清浄機

👏 中高年 「企業合同相談面接会」

☎2月18日(金)13:30～16:00

☎場 渋谷生涯活躍ネットワーク・シブカツ (渋谷ヒカリエ8階)

☎区 区内で求職中の55歳以上の人

☎定 20人(先着)

☎備 履歴書(コピーでも可)、筆記用具

☎申 1月20日10:00から電話で

※参加企業4社程度

☎場 就労支援センターしゅやビッテ

☎☎03-6427-6700 ☎☎03-6427-6865